

愛知大学研究データ管理・公開ポリシー解説

2025年7月1日 学長

(目的)

愛知大学（以下「本学」という。）は、「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野を持った人材の育成」「地域社会への貢献」という建学の精神に則り、世界と地域の社会文化の平和的発展を目指し、研究活動を推進してきた。

知を愛する大学として変化する時代の要請に応えつつ、更に新たな知の創造と社会への貢献を進める上で、オープンサイエンスの実現化に向けて取り組むことが重要である。このため、本学は研究データを適切に管理し、公開及び利活用するためのポリシーを以下のとおり定める。

このポリシーは、本学の建学の精神に則り策定するものであることを示した。校名の由来ともなっている「知を愛する者が相集う」大学として得られた知を社会に還元し、世界と地域の平和的発展に貢献することは本学の使命であり、知識をオープンにし、研究の加速化や新たな知識の創造、地球規模の課題の解決などの効果をもたらすとされるオープンサイエンスの実現に取り組むことは、その使命を果たす上で大変意義のあることである。このため、本学は研究データを適切に管理し、公開及び利活用するためのポリシーをここに定める。

(研究データの定義)

1. このポリシーが対象とする研究データ^{※1}とは、本学における研究活動の過程で研究者^{※2}によって収集・生成されたデータを指し、デジタルか否かを問わない。

※1「研究データ」

(1) このポリシーにおける研究データとは、研究の過程、あるいは研究の結果として収集・生成されるデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。デジタル・非デジタルを問わない。研究活動で取り扱うデータとしては、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等がある。

(2) このポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者が、共同研究や施設・設備の利用等により、本学において行った研究活動を通して収集・生成したデータも

含まれる。ただし、どの範囲までをこのポリシーの適用範囲とするかについては、各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制等により異なると考えられることから、それらを考慮し、他機関の研究者と協議し、研究データの管理者を定めた上で、当該管理者が判断することとする。学生が教育を受ける上で収集・生成したデータは含まれない。

(3) 研究者が、以前に在籍した機関で収集・生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、このポリシーの対象となる。

※2 「研究者」

「研究者」には、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。学部及び大学院等で研究の指導を受ける学生・大学院生等もこのポリシーの対象となる。他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者等と本学において共同研究等を実施する場合、当該機関との協議の上、当該研究者等を、このポリシーにおける「研究者」に含めることができる。

（研究データの管理等）

2. 研究データの管理^{※1}並びに公開^{※2}及び利活用^{※3}に供する方法は、それを収集・生成した研究者が、法令、本学の規程等並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、判断することができる。

研究データを収集・生成した研究者は、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて判断することができる。ただし、その判断においては、法令及び本学の規程（愛知大学研究倫理基準等）、他機関との契約等によって別段の定めがある場合にはその定め の範囲内で行わなければならない。また、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）には、それらを害してはならない。

※1 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをさす。

※2 研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることをさす。

※3 研究データの利活用とは、より多くの知的成果等を生み出すために、公開された研究データを活用し、データの価値を高めることをさす。

(研究者の責務)

3. 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

研究者は、前述の法令や本学の規程等の定め範囲内において適切に研究データを管理するとともに、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、公開可能なデータについては可能な限り公開をすることで利活用を促す。公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保し、信頼性を確保するよう努めなければならない。

公開に問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR原則」に則って公開することが望ましい。

※FAIR原則とは、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略

○DOI:10.18908/a.2019112601

また、研究者は、異動または退職する場合、管理する研究データの取扱いをあらかじめ判断しなければならない。

(大学の責務)

4. 本学は、研究データの管理並びに公開及び利活用を支援する環境を整備する。

本学が研究者に提供する支援環境の例として以下が考えられる。

- (1) 研究データを管理するためのプラットフォームを提供する。
- (2) 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
- (3) 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
- (4) 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
- (5) 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等を定める。
- (6) 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。

(ポリシーの見直し)

5. 社会や学術環境の変化に応じて、適宜このポリシーの見直しを行うものとする。

このポリシー及び本解説資料は、社会や学術環境の変化に対応し、見直しを行うものであることを明示している。

以上